⑵　「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第３条から第３条の３までに規定する建築物に該当するものとする。

⑶　「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第５条の２の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。

⑷　「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

⑸　「指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合」の「指定・登録年月日及び指定・登録番号」及び「指定・登録をした者」の欄には、指定確認検査機関が証明した場合には建築基準法第77条の18第１項の規定により指定を受けた年月日及び指定番号並びに指定をした者を、登録住宅性能評価機関が証明した場合には住宅の品質確保の促進等に関する法律第７条第１項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号並びに登録をした者を記載するものとする。

９　「建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第23条の３第１項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。

10　「指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該工事が施行令第26条第22項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替（同条第23項の規定により読み替えられた同条第22項第６号に規定する修繕若しくは模様替を含む。）又は第26条の４第３項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替（租税特別措置法第41条の19の３第１項第１号に規定する高齢者等居住改修工事等を含む。）、施行令第26条の４第７項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替又は同条第18項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替（同条第19項の規定により読み替えられた同条第18項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替を含む。）、第26条の28の５第９項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替又は同条第11項に規定する設備の取替え若しくは取付けであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。

⑴　「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名及び住所を記載するものとする。

⑵　「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第３条から第３条の３までに規定する建築物に該当するものとする。

⑶　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

⑷　「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。

11　「登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該工事が施行令第26条第22項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替（同条第23項の規定により読み替えられた同条第22項第６号に規定する修繕若しくは模様替を含む。）又は第26条の４第３項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替（租税特別措置法第41条の19の３第１項第１号に規定する高齢者等居住改修工事等を含む。）、施行令第26条の４第７項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替又は同条第18項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替（同条第19項の規定により読み替えられた同条第18項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替を含む。）、第26条の28の５第９項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替又は同条第11項に規定する設備の取替え若しくは取付けであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。

⑴　「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第６条より通知を受けた氏名及び住所を記載するものとする。

⑵　「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第３条から第３条の３までに規定する建築物に該当するものとする。

⑶　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

⑷　「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第６条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）附則第２条第２項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

附　則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百七十三号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十二条第二十四項の規定に基づき、平成十八年国土交通省告示第四百六十五号の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十一日　　国土交通大臣　前原　誠司

「附則第十二条第二十五項」を「附則第十二条第二十四項」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。